# WAKWAK 光 with フレッツシリーズ利用規程

株式会社エヌ･ティ･ティ エムイー（以下、当社といいます）は、当社が東日本電信電話株式会社（以下、NTT 東日本といいます）および西日本電信電話株式会社（以下、NTT 西日本といいます）の提供するフレッツ 光クロス、フレッツ 光ネクスト（以下、フレッツ光といいます）の利用を条件として提供する「WAKWAK 光 with フレッツ」、「WAKWAK 光 with フレッツⅡ」および「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」について、当社の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」の契約者（以下、契約者といいます）に対し、以下のように利用規程（以下、本規程といいます）を定めます。
本規定は、WAKWAK 利用条件等について当社が定めた WAKWAK 利用規約（以下、WAKWAK 利用規約といいます）に基づく個別規程に該当し、WAKWAK 利用規約の一部を構成します。WAKWAK 利用規約と本規程が異なる場合には、本規程が優先されます。
フレッツ光については、NTT 東日本または NTT 西日本の定める IP 通信網サービス契約約款が適用されます。契約者は本規程および NTT 東日本または NTT 西日本の定める IP 通信網サービス契約約款を、WAKWAK 利用規約とともに遵守していただきます。

## 第 1 章 「WAKWAK 光 with フレッツⅡ」に関する規定

※「WAKWAK 光 with フレッツ」については、第 2 章 「WAKWAK 光 with フレッツ」に関する規定をご覧ください。
※2017 年 6 月 1 日に、「WAKWAK 光 with フレッツⅡ ギガファミリー」「WAKWAK 光 with フレッツⅡ ファミリー（以下、旧ファミリーコースといいます）」「WAKWAK 光 with フレッツⅡ ファミリーライト」の 3 サービスを「WAKWAK 光 with フレッツⅡ ファミリー（以下、新ファミリーコースといいます）」に統合しました。
※2017 年 6 月 1 日に、「WAKWAK 光 with フレッツⅡ マンション（以下、旧マンションコースといいます）」および「WAKWAK 光 with フレッツⅡ マンションライト」の 2 サービスを統合し、「WAKWAK 光 with フレッツⅡ マンション H（以下、旧マンション H コースといいます）」にサービス名称を変更しました。
※旧マンション H コースは、2017 年 6 月 1 日に新規販売を終了しました。
※2017 年 6 月 1 日に、「WAKWAK 光 with フレッツⅡ ギガマンション」のサービス名称を「WAKWAK 光 with フレッツⅡ マンション（以下、新マンションコースといいます）」に変更しました。あわせて新マンションコースの対象となるフレッツサービスタイプの追加、および料金の改定を行いました。詳細は WAKWAK 利用規約別紙 1 をご参照ください。
※旧マンション H コースは、2018 年 6 月 1 日に新マンションコースへ統合しました。

（本章の範囲等）
第 1 条 本章は、契約者と当社の間における当社の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」における以下の各号の接続サービスコースの利用に係る条件について適用します。各号の接続サービスコースの総称を以下、「WAKWAK 光 with フレッツⅡ」といいます。
（1） WAKWAK 光 with フレッツⅡ ファミリー （新ファミリーコース）
（2） WAKWAK 光 with フレッツⅡ マンション （新マンションコース）

（「WAKWAK 光 with フレッツⅡ」の提供区間）
第 2 条 「WAKWAK 光 with フレッツⅡ」は、NTT 東日本または NTT 西日本の提供するフレッツ光と当社の設置する IP 通信網（主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信設備をいいます。以下同様とします。）の相互接続点と、当社の設置する IP 通信網と他事業者の提供するインターネット網との相互接続点との間において提供します。
2. 前項に定める相互接続点は、当社の業務遂行上の理由により変更することがあります。

（契約単位）
第 3 条 当社はフレッツ光 1 契約に対し、1 の「WAKWAK 光 with フレッツⅡ」契約を締結します。

（「WAKWAK 光 with フレッツⅡ」の内容）
第 4 条 「WAKWAK 光 with フレッツⅡ」の接続サービスコース、月額基本料金、対応するフレッツ光のサービスタイプおよび対応オプションサービスの詳細は、WAKWAK 利用規約別紙に定める通りです。
2. 「WAKWAK 光 with フレッツⅡ」の申し込み時に NTT 東日本または NTT 西日本の事由によりフレッツ光のサービスタイプが変更された場合、当社は申し込みのあった「WAKWAK 光 with フレッツ Ⅱ」の接続サービスコースから「WAKWAK 光 with フレッツ Ⅱ」の他の接続サービスコースへ変更することがあります。

（契約の申し込み）
第 5 条 「WAKWAK 光 with フレッツ Ⅱ」の利用を希望する者（以下、申込者といいます）は、あらかじめ WAKWAK 利用規約および本規程（以下、あわせて本規程等といいます）、および NTT 東日本または NTT 西日本の IP 通信網サービス契約約款に同意し、かつ、当社が指定する所定の手続きに従って申し込み手続きを行っていただきます。その際、当社は公的機関の発行する身分証明書等の提示を求めることがあります。
2. 本規程等を承諾いただき、オンラインサインアップにより申込む場合は、オンラインサインアップ用の様式に従い必要事項をご記入の上、送信ボタンをクリックしてください。また、書面により申込む場合は、当社所定の様式に必要事項をご記入の上、当社宛にご提出いただきます。

（適用の条件）
第 6 条 「WAKWAK 光 with フレッツ Ⅱ」は別紙に規定するサービスタイプのフレッツ光の契約が必要です。契約者の契約しているフレッツ光が別紙に規定のないサービスタイプであるときには、「WAKWAK 光 with フレッツⅡ」は提供できません。
2. 契約者の契約しているフレッツ光が以下の各号に該当するときには、「WAKWAK 光 with フレッツⅡ」は提供できません。
（1） NTT 東日本または NTT 西日本が提供するフレッツ光利用料金等の消費税について免税扱いとなっている大使館および大使等の場合
（2） NTT 西日本が提供するフレッツ･グループの月額利用料金の請求方法がグループ代表者一括請求の場合
（3） NTT 西日本提供の「My ビリング」をご契約の場合
（4） NTT 西日本が提供するフレッツ光が学校向け特別割引である場合

（申込の承諾）
第 7 条 当社は、WAKWAK 利用規約第 7 条の規定にかかわらず、申込者が以下の各号に該当する場合、「WAKWAK 光 with フレッツⅡ」の申し込みを承諾しないことがあります。
（1） 申込者が、別紙に規定するサービスタイプのフレッツ光の契約者でない場合
（2） その他、業務の遂行上著しい支障があるとき

（申し込み手続の代行）
第 8 条 当社は、申込者が「WAKWAK 光 with フレッツ Ⅱ」と同時にフレッツ光の利用を開始しようとする場合には、申込 者に代行して NTT 東日本または NTT 西日本に対するフレッツ光の新規申し込みの手続きを行います。
2. 申込者、契約者は、フレッツ光に関する問い合わせは、NTT 東日本または NTT 西日本に対して行います。但し、当社も、回答可能な範囲において誠意をもって回答を行います。
3. 当社は、契約者と NTT 東日本または NTT 西日本との間のフレッツ光の利用契約について、フレッツ光により行う通信の品質をはじめ、何ら保証するものではありません。
4. 契約者は、NTT 東日本または NTT 西日本の IP 通信網サービス契約約款に基づきフレッツ光を利用し、契約者と NTT 東日本または NTT 西日本との間で紛争が生じた場合は、当該紛争が当社の責に帰すべき事由に起因する場合を除き、その両当事者間で解決し、当社は責任の一切を負いません。
5. 契約者は、NTT 東日本または NTT 西日本に対するフレッツ光の変更、解約の申し込みの手続きは自ら行うものとし、当社は申し込み手続の代行は行いません。

（接続サービスコースの変更）
第 9 条 「WAKWAK 光 with フレッツ」から「WAKWAK 光 with フレッツ Ⅱ」へ接続サービスコースの変更を希望する契約者、WAKWAK の「WAKWAK 光 with フレッツ Ⅱ」以外の接続サービスコースから「WAKWAK 光 with フレッツ Ⅱ」へ接続サービスコースの変更を希望する契約者、および本章第 1 条に定める「WAKWAK 光 with フレッツ Ⅱ」の接続サービスコースから同項に定めのない WAKWAK の他の接続サービスコースへコース変更を希望する契約者は、当社が指定する所定の手続きに従って申し込み手続きを行っていただきます。接続サービスコースの変更の成立条件は、WAKWAK 利用規約第 7 条および本規程第 7 条に準じます。
2. 契約者により「WAKWAK 光 with フレッツ Ⅱ」と合わせて提供するフレッツ光のサービスタイプが変更された場合、当社は申し込みのあった「WAKWAK 光 with フレッツ Ⅱ」の接続サービスコースから「WAKWAK 光 with フレッツ Ⅱ」の他の接続サービスコースへ変更します。

（契約者による解約）
第 10 条 契約者が利用契約の解約を希望する場合には、当社が定める方法により書面またはオンラインで届け出ていただくこととします。書面で利用契約を解約する場合には、契約者は解約希望月の 25 日（必着）までに、当社に届け出ていただくこととします。25 日（必着）までの届出の場合、当該月末に解約となり、26 日以降となった場合には、翌月末の解約となります。 オンラインで利用契約を解約する場合には、契約者は解約希望月の 25 日までに、当社に届け出ていただくこととします。この場合、当該末日をもって解約となります。

（当社が行う契約の解約）
第 11 条 「WAKWAK 光 with フレッツ Ⅱ」の利用期間中において、「WAKWAK 光 with フレッツ Ⅱ」とあわせて提供するフレッツ光の利用契約が解除された場合、当社所定の手続きに従って、「WAKWAK 光 with フレッツⅡ」のコース変更または解約を選択していただきます。
2. 契約者が「WAKWAK 光 with フレッツⅡ」とあわせて提供するフレッツ光契約の名義変更等の手続きをしたこと、または NTT 東日本または NTT 西日本との間の事由等によって NTT 東日本または NTT 西日本より当社に「WAKWAK 光 with フレッツ Ⅱ」の解約が通知された場合、当社所定の手続きに従って、「WAKWAK 光 with フレッツ Ⅱ」の継続またはコース変更、解約を選択していただきます。
3. 解約時までの「WAKWAK 光 with フレッツ Ⅱ」利用により発生した全ての債務は解約後といえども存続し、契約者は、当社に対し、その債務の履行義務を負います。

第 12 条 削除

（契約者情報の取り扱い）
第 13 条 契約者は、「WAKWAK 光 with フレッツ Ⅱ」の提供を目的として、当社と NTT 東日本または NTT 西日本との間で、以下の各号に定める事項について、相互に通知することについてあらかじめ同意します。
（1） フレッツ光の申し込み手続の処理状況
（2） フレッツ光の利用契約の変更にかかる事実
（3） WAKWAK および本サービスの利用契約内容
（4） 契約者からの問合せ内容
（5） 契約者の利用料金支払状況

（サービスの変更･廃止）
第 14 条 当社は、相応なる予告期間をもって、当社所定の方法（ホームページ上の掲示を含みます。）により利用者に通知することにより、本規程、「WAKWAK 光 with フレッツ Ⅱ」の内容の変更または廃止することができます。
2. 当社は、前項による本規程、「WAKWAK 光 with フレッツⅡ」の内容の変更または廃止については、当社の故意または重大なる過失に基づく場合を除いて、契約者に対し、一切責任を負いません。

## 第 2 章 「WAKWAK 光 with フレッツ」に関する規定

※2010 年 1 月 31 日をもって新規受付を終了しました。
※「WAKWAK 光 with フレッツⅡ」については、第 1 章 「WAKWAK 光 with フレッツⅡ」に関する規定をご覧ください。

（本章の範囲等）
第 15 条 本章は、契約者と当社の間における当社の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」における以下のサービスコースのご利用に係る条件について適用します。各号の接続サービスコースの総称を以下、「WAKWAK 光 with フレッツ」といいます。
（1） WAKWAK 光 with フレッツ ファミリー （東日本エリア／西日本エリア）
（2） WAKWAK 光 with フレッツ マンション ミニ （東日本エリア／西日本エリア）
（3） WAKWAK 光 with フレッツ マンション プラン 1 （東日本エリア／西日本エリア）
（4） WAKWAK 光 with フレッツ マンション プラン 2 （東日本エリア／西日本エリア）
（5） WAKWAK 光 with フレッツ ワイヤレス ファミリー （西日本エリア）

（「WAKWAK 光 with フレッツ」の提供区間）
第 16 条 「WAKWAK 光 with フレッツ」は、NTT 東日本または NTT 西日本の提供するフレッツ光と当社の設置する IP 通信網（主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信設備をいいます。以下同様とします。）の相互接続点と、当社の設置する IP 通信網と他事業者の提供するインターネット網との相互接続点との間において提供します。
2. 前項に定める相互接続点は、当社の業務遂行上の理由により変更することがあります。

（契約単位）
第 17 条 当社はフレッツ光 1 利用契約に対し、1 の「WAKWAK 光 with フレッツ」利用契約を締結します。

（「WAKWAK 光 with フレッツ」の内容）
第 18 条 「WAKWAK 光 with フレッツ」の接続サービスコース、月額基本料金、対応するフレッツ光のサービスタイプおよび対応オプションサービスの詳細は、WAKWAK 利用規約別紙に定める通りです。

（適用の条件）
第 19 条 「WAKWAK 光 with フレッツ」は別紙に規定するサービスタイプのフレッツ光の契約が必要です。契約者の契約しているフレッツ光が別紙に規定のないサービスタイプであるときには、「WAKWAK 光 with フレッツ」は提供できません。
2. 契約者の契約しているフレッツ光が以下の各号に該当するときには、「WAKWAK 光 with フレッツ」は提供できません。
（1） NTT 東日本または NTT 西日本が提供するフレッツ光利用料金等の消費税について免税扱いとなっている大使館および大使等の場合
（2） NTT 西日本が提供するフレッツ･グループの月額利用料金の請求方法がグループ代表者一括請求の場合
（3） NTT 西日本提供の「My ビリング」をご契約の場合
（4） NTT 西日本が提供するフレッツ光が学校向け特別割引である場合
（5） NTT 東日本が提供するフレッツ･グループアクセスの月額利用料金の請求方法がグループ代表者一括請求の場合
（6） NTT東日本提供の「@ビリング」をご契約の場合
（7） NTT 東日本が提供するフレッツ光が学校向け特別割引（スクールタイプを含む）である場合
3. 本サービスにおいては、フレッツ光の利用契約（NTT 西日本に係るものに限ります）にて、次の各号のいずれかの適用が必要です。
（1） フレッツ･あっと割引
（2） フレッツ･ずっと割引（適用期間が 2 年間を超えるものに限ります。）

（申し込み手続の代行）
第 20 条 契約者は、NTT 東日本または NTT 西日本に対するフレッツ光の変更、解約の申し込みの

手続きは自ら行うものとし、当社は申し込み手続の代行は行いません。
2. 申込者、契約者は、フレッツ光に関する問い合わせは、NTT 東日本または NTT 西日本に対して行います。但し、当社も、回答可能な範囲において誠意をもって回答を行います。
3. 当社は、契約者と NTT 東日本または NTT 西日本との間のフレッツ光の利用契約について、フレッツ光により行う通信の品質をはじめ、何ら保証するものではありません。
4. 契約者は、NTT 東日本または NTT 西日本の IP 通信網サービス契約約款に基づきフレッツ光を利用し、契約者と NTT 東日本または NTT 西日本との間で紛争が生じた場合は、当該紛争が当社の責に帰すべき事由に起因する場合を除き、その両当事者間で解決し、当社は責任の一切を負いません。

（接続サービスコースの変更）
第 21 条 本章第 15 条に定める「WAKWAK 光 with フレッツ」から同項に定めのない WAKWAK の他の接続サービスコースへコース変更を希望する契約者は、当社が指定する所定の手続きに従って申し込み手続きを行っていただきます。接続サービスコースの変更の成立条件は、WAKWAK 利用規約第 7 条および本規程第 7 条に準じます。
2. 契約者により「WAKWAK 光 with フレッツ」と合わせて提供するフレッツ光のサービスタイプが変更された場合、「WAKWAK 光 with フレッツ II」または「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」へ変更します。
3. 「WAKWAK 光 with フレッツ」をご契約中の契約者で、当社が別に定める東日本エリアと西日本エリアをまたいで本サービスの利用場所の変更を申し込まれる場合には、当社が指定する所定の手続きに従って「WAKWAK 光 with フレッツ II」または「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」への申し込み手続きを行っていただきます。
4. 「WAKWAK 光 with フレッツ」から他の接続サービスコースへコース変更を行い、初期契約解除を申出た場合、「WAKWAK 光 with フレッツ」へ戻すことはできません。その場合、「WAKWAK 光 with フレッツ II」へコース変更します。

（契約者による解約）
第 22 条 契約者が利用契約の解約を希望する場合には、当社が定める方法により書面またはオンラインで届け出ていただくこととします。書面で利用契約を解約する場合には、契約者は解約希望月の 25 日（必着）までに、当社に届け出ていただくこととします。25 日（必着）までの届出の場合、当該月末に解約となり、26 日以降となった場合には、翌月末の解約となります。 オンラインで利用契約を解約する場合には、契約者は解約希望月の 25 日までに、当社に届け出ていただくこととします。この場合、当該末日をもって解約となります。

（当社が行う契約の解約）
第 23 条 「WAKWAK 光 with フレッツ」の利用期間中において、「WAKWAK 光 with フレッツ」とあわせて提供するフレッツ光の利用契約が解除された場合、当社所定の手続きに従って、「WAKWAK 光 with フレッツ」のコース変更または解約を選択していただきます。
2. 契約者が「WAKWAK 光 with フレッツ」とあわせて提供するフレッツ光契約の名義変更等の手続きをしたこと、または NTT 東日本または NTT 西日本との間の事由等によって NTT 東日本または NTT 西日本より当社に「WAKWAK 光 with フレッツ」の解約が通知された場合、当社所定の手続きに従って、「WAKWAK 光 with フレッツ」の継続またはコース変更、解約を選択していただきます。
3. 解約時までの「WAKWAK 光 with フレッツ」利用により発生した全ての債務は解約後といえども存続し、契約者は、当社に対し、その債務の履行義務を負います。

（支払の代行）
第 24 条 当社は、契約者に代行して、「WAKWAK 光 with フレッツ」とあわせて提供するフレッツ光の NTT 東日本または NTT 西日本に対する利用料金を支払います。当社は、契約者に対して、フレッツ光の利用料金相当額について、「WAKWAK 光 with フレッツ」の月額基本料金等とあわせて請求します。
2. 本条第 1 項の規定にかかわらず、以下に定める料金については、支払の代行の対象外となり、NTT東日本またはNTT西日本より、当該サービス利用者へ直接請求されます。
（1） 電話基本料、通話料等のフレッツ光以外の料金
（2） ひかり電話基本料、通信料等
（3） フレッツ・オンデマンド有料情報サービス利用料
（4） 売切機器代金等
（5） NTT東日本またはNTT西日本が契約約款に基づき、キャンペーンを非適用と認めた場合のフレッツ光工事料金、利用料金等
3. 第 1 項の規定により、当社が請求した「WAKWAK 光 with フレッツ」等の利用料金（フレッツ光の利用料金を含みます）について、契約者が、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、第 1 項に規定する取扱いを廃止します。
4. 「WAKWAK 光 with フレッツ」を解約もしくは何らかの事由により、「WAKWAK 光 with フレッツ」の適用ができなくなった場合は、フレッツ光利用料金等については、NTT東日本またはNTT西日本から直接、当該サービス利用者へ請求させていただきます。

（契約者情報の取り扱い）
第 25 条 契約者は、「WAKWAK 光 with フレッツ」の提供を目的として、当社と NTT 東日本または NTT 西日本との間で、以下の各号に定める事項について、相互に通知することについてあらかじめ同意します。
（1） フレッツ光の申し込み手続の処理状況
（2） フレッツ光の利用契約の変更にかかる事実
（3） WAKWAK および「WAKWAK 光 with フレッツ」の利用契約内容
（4） 契約者からの問合せ内容
（5） 契約者の利用料金支払状況
（6） フレッツ光の利用料金および利用明細（前条に定める支払の代行を行う場合に限ります）

（サービスの変更・廃止）
第 26 条 当社は、相応なる予告期間をもって、当社所定の方法（ホームページ上の掲示を含みます。）により利用者に通知することにより、本規程、「WAKWAK 光 with フレッツ」の内容の変更または廃止することができます。
2. 当社は、前項による本規程、「WAKWAK 光 with フレッツ」の内容の変更または廃止については、当社の故意または重大なる過失に基づく場合を除いて、契約者に対し、一切責任を負いません。

## 第 3 章 「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」に関する規定

（本章の範囲等）
第 27 条 本章は、契約者と当社の間における当社の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」における以下の各号の接続サービスコースの利用に係る条件について適用します。各号の接続サービスコースの総称を以下、「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」といいます。
（1） WAKWAK 光 with フレッツ クロス

（「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」の提供区間）
第 28 条 WAKWAK 光 with フレッツ クロス」は、NTT 東日本または NTT 西日本の提供するフレッツ光と当社の設置する IP 通信網（主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信設備をいいます。以下同様とします。）の相互接続点と、当社の設置する IP 通信網と他事業者の提供するインターネット網との相互接続点との間において提供します。
2. 前項に定める相互接続点は、当社の業務遂行上の理由により変更することがあります。

（契約単位）
第 29 条 当社はフレッツ光 1 契約に対し、1 の「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」契約を締結します。

（「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」の内容）
第 30 条 「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」の接続サービスコース、月額基本料金、対応するフレッツ光のサービスタイプおよび対応オプションサービスの詳細は、WAKWAK 利用規約別紙に定める通りです。
2. 「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」の申し込み時に NTT 東日本または NTT 西日本の事由によりフレッツ光のサービスタイプが変更された場合、当社は申し込みのあった「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」の接続サービスコースから「WAKWAK 光 with フレッツ II」の接続サービスコースへ変更することがあります。
3. 「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」の接続は WAKWAK 追加規程別紙 1. IPv6 接続機能を利用した、インターネット接続となります。

（契約の申し込み）
第 31 条 「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」の利用を希望する者（以下、申込者といいます）は、あらかじめ WAKWAK 利用規約および本規程（以下、あわせて本規程等といいます）、に同意し、かつ、当社が指定する所定の手続きに従って申し込み手続きを行っていただきます。その際、当社は公的機関の発行する身分証明書等の提示を求めることがあります。
2. 本規程等を承諾いただき、オンラインサインアップにより申込む場合は、オンラインサインアップ用の様式に従い必要事項をご記入の上、送信ボタンをクリックしてください。また、書面により申込む場合は、当社所定の様式に必要事項をご記入の上、当社宛にご提出いただきます。

（適用の条件）
第 32 条 「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」は別紙に規定するサービスタイプのフレッツ光の契約が必要です。契約者の契約しているフレッツ光が別紙に規定のないサービスタイプであるときには、「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」は提供できません。
2. 契約者の契約しているフレッツ光が以下の各号に該当するときには、「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」は提供できません。
（1） NTT 東日本または NTT 西日本が提供するフレッツ光利用料金等の消費税について免税扱いとなっている大使館および大使等の場合
（2） NTT 西日本が提供するフレッツ・グループの月額利用料金の請求方法がグループ代表者一括請求の場合
（3） NTT 西日本提供の「Myビリング」をご契約の場合
（4） NTT 西日本が提供するフレッツ光が学校向け特別割引である場合

（申込の承諾）
第 33 条 当社は、WAKWAK 利用規約第 7 条の規定にかかわらず、申込者が以下の各号に該当する場合、「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」の申し込みを承諾しないことがあります。
（1） 申込者が、別紙に規定するサービスタイプのフレッツ光の契約者でない場合
（2） その他、業務の遂行上著しい支障があるとき

（申し込み手続の代行）
第 34 条 当社は、申込者が「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」と同時にフレッツ光の利用を開始しようとする場合には、申込者に代行して NTT 東日本または NTT 西日本に対するフレッツ光の新規申し込みの手続きを行います。
2. 申込者、契約者は、フレッツ光に関する問い合わせは、NTT 東日本または NTT 西日本に対して行います。但し、当社も、回答可能な範囲において誠意をもって回答を行います。
3. 当社は、契約者と NTT 東日本または NTT 西日本との間のフレッツ光の利用契約について、フレッツ光により行う通信の品質をはじめ、何ら保証するものではありません。
4. 契約者は、NTT 東日本または NTT 西日本の IP 通信網サービス契約約款に基づきフレッツ光を利用し、契約者と NTT 東日本または NTT 西日本との間で紛争が生じた場合は、当該紛争が当社の責に帰すべき事由に起因する場合を除き、その両当事者間で解決し、当社は責任の一切を負いません。
5. 契約者は、NTT 東日本または NTT 西日本に対するフレッツ光の変更、解約の申し込みの手続きは自ら行うものとし、当社は NTT 東日本または NTT 西日本に対するフレッツ光の変更、解約の申し込み手続の代行は行いません。

（接続サービスコースの変更）
第 35 条 「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」へ接続サービスコースの変更を希望する契約者、および「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」から他の接続サービスコースへの変更を希望する契約者は、当社が指定する所定の手続きに従って申し込み手続きを行っていただきます。接続サービスコースの変更の成立条件は、WAKWAK 利用規約第 7 条および変更後の接続サービスに適用される個別利用規程に準じます。
2. 契約者により「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」と合わせて提供するフレッツ光のサービスタイプが変更された場合、当社は申し込みのあった「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」の接続サービスコースから「WAKWAK 光 with フレッツ II」の接続サービスコースへ変更します。
3. オプションサービスのアドレスプラスをご利用中に「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」にコース変更した場合、アドレスプラスは自動解約となります。

（契約者による解約）
第 36 条 契約者が利用契約の解約を希望する場合には、当社が定める方法により書面またはオンラインで届け出ていただくこととします。書面で利用契約を解約する場合には、契約者は解約希望月の 25 日（必着）までに、当社に届け出ていただくこととします。25 日（必着）までの届出の場合、当該月末に解約となり、26 日以降となった場合には、翌月末の解約となります。 オンラインで利用契約を解約する場合には、契約者は解約希望月の 25 日までに、当社に届け出ていただくこととします。この場合、当該末日をもって解約となります。

（当社が行う契約の解約）
第 37 条 「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」の利用期間中において、「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」とあわせて提供するフレッツ光の利用契約が解除された場合、当社所定の手続きに従って、「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」のコース変更または解約を選択していただきます。
2. 契約者が「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」とあわせて提供するフレッツ光契約の名義変更等の手続きをしたこと、または NTT 東日本または NTT 西日本との間の事由等によって NTT 東日本または NTT 西日本より当社に「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」の解約が通知された場合、当社所定の手続きに従って、「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」の継続またはコース変更、解約を選択していただきます。
3. 解約時までの「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」利用により発生した全ての債務は解約後といえども存続し、契約者は、当社に対し、その債務の履行義務を負います。
4. NTT 東日本・NTT 西日本提供エリアをまたいで光回線を移転する等で光回線の開通案内に記載されたお客様 ID（CAF/COP 番号）が変更になる、光回線を解約する等、WAKWAK 追加規程別紙 1 第 7 条により当社が IPv6 接続機能を利用停止した場合、本サービスの契約は解除となります。

（オプションサービス）
第 38 条 WAKWAK で提供する各種オプションサービスのアドレスプラス(固定 IP 接続)は利用できません。

（契約者情報の取り扱い）
第 39 条 契約者は、「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」の提供を目的として、当社と NTT 東日本または NTT 西日本との間で、以下の各号に定める事項について、相互に通知することについてあらかじめ同意します。
（1） フレッツ光の申し込み手続の処理状況
（2） フレッツ光の利用契約の変更にかかる事実
（3） WAKWAK および本サービスの利用契約内容
（4） 契約者からの問合せ内容
（5） 契約者の利用料金支払状況

（サービスの変更・廃止）
第 40 条　当社は、相応なる予告期間をもって、当社所定の方法（ホームページ上の掲示を含みます。）により利用者に通知することにより、本規程、「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」の内容の変更または廃止することができます。
2.　当社は、前項による本規程、「WAKWAK 光 with フレッツ クロス」の内容の変更または廃止については、当社の故意または重大なる過失に基づく場合を除いて、契約者に対し、一切責任を負いません。

＊ 本規程は 2010 年 2 月 1 日より実施します。
＊ WAKWAK with フレッツサービス利用規程は、2010 年 2 月 1 日より本規程に統合されます。
＊ 表示価格は、特に記載がある場合を除きすべて税込です。
＊ 本規程に記載の会社名、製品名は、それぞれの会社の商標もしくは登録商標です。
＊ NTT 東日本および NTT 西日本の契約約款は、以下のページでご確認いただけます。
・ NTT 東日本契約約款 http://www.ntt-east.co.jp/tariff/index.html
・ NTT 西日本契約約款 http://www.ntt-west.co.jp/tariff/yakkan/index.html

2025 年 4 月 1 日一部改定